

平成26年6月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 高橋裕子

平成 ■ 年()第 ■ 号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成 ■ 年 ■ 月 ■ 日

判 決

[REDACTED]
原 告

[REDACTED] X1

[REDACTED]
原 告

[REDACTED] X2

[REDACTED]
原 告

[REDACTED] X3

[REDACTED]
原 告

[REDACTED] X4

原告兼上記原告4名

訴訟代理人弁護士

[REDACTED] X5

[REDACTED]
被 告

株 式 会 社 [REDACTED] Y1

同代表者代表取締役

原 戸 稲 男

同訴訟代理人弁護士

株 式 会 社 [REDACTED] Y2

[REDACTED]
被 告

松 坂 祐 輔

同代表者代表取締役

桑 島 良 太 郎

同訴訟代理人弁護士

橋 本 一 成

同

文

同訴訟復代理人弁護士

1 原告らの請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告らは、連帶して、原告 **X1** に対し、861万0717円及びこれに対する平成21年1月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、連帶して、原告 **X2** に対し、861万0717円及びこれに対する平成21年1月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告らは、連帶して、原告 **X5** に対し、782万7925円及びこれに対する平成21年1月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告らは、連帶して、原告 **X3** に対し、430万5358円及びこれに対する平成21年1月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 被告らは、連帶して、原告 **X4** に対し、430万5358円及びこれに対する平成21年1月2日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、平成21年1月2日、**所**在の原告 **X2** 方2階において、訴外 **（大正■年■月■日生。以下「亡■」という。）** が死亡する火災事故が発生したことについて、その相続人である原告らが、亡■は、同人が使用していた電気かけしき用毛布（以下「本件電気毛布」という。）が通常有すべき安全性を欠いていたため、そこから出火した火が就寝中の亡■に燃え移り、その身体に重大な火傷を与えるとともに、一酸化炭素を発生させ、その吸引の結果、呼吸不全により死亡したものであると主張して、本件電気毛布を販売していた被告株式会社 **Y1**（以下「被告 **Y1** という。）及び同毛布を製造販売していた被告株式会社 **Y2**（以

下「被告 **Y2** という。)に対し、製造物責任法3条又は不法行為(709条)に基づき、前記第1の請求記載のとおり、それぞれ損害賠償金及びこれに対する亡■が死亡した日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実(当事者間に争いがないか、証拠により容易に認められる事実。なお証拠を掲示していない事実は当事者間に争いがない。)

(1) 亡■は、平成■年■月■日午前(推定), ■所在の原告 **X2** 方2階において生じた火災(以下「本件火災」ということがある。)により死亡した。同人の直接の死因は急性呼吸不全であり、死因の種別は、煙、火災及び火炎による傷害とされている。

なお、解剖の結果、亡■の各臓器・血液は中等度鮮紅色を示し、著明な気道熱傷と、気管内に多量の黒色煤の付着を認めた(甲9の1及び2, 12の2)。

(2) 亡■の相続人は、その長男の原告 **X1**、次男の原告 **X2**、養子である原告 **X5**、養子で既に死亡している(平成■年■月■日死亡)の長女である原告 **X3** び次女の原告 **X4** である(甲1ないし6)。

(3) 被告 **Y1** は、家電製品や住宅建材の販売等を営業目的とする株式会社であり、亡■が本件火災現場で使用していた本件電気毛布(甲11及び弁論の全趣旨からYMK-802型の可能性が高い。)を自社のブランドで販売していた。

(4) 被告 **Y2** は、家庭用電気機械器具等の製造販売等を営業目的とする株式会社であり、本件電気毛布を製造し、被告 **Y2** のブランドで販売していた。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 争点1

亡■が死亡する原因となった本件火災は、本件電気毛布の欠陥によって引

き起こされたものか。

(原告らの主張)

ア 本件火災は、本件電気毛布の欠陥に起因する。

本件電気毛布は、その製造の過程において、コネクター付近に髪の毛、電線片、ホコリ等のゴミを誤って落として、一定期間後の短絡又は取付け時の締め付け強度不足での過電流による過熱、漏電等により、敷き毛布として通常の使用をしている際、耐用年数期間内であるにもかかわらず、コネクタ部（H1とH2のコネクタ部）での短絡により発生した火花により、本件電気毛布にまず着火し、本件火災に至ったものである。

本件電気毛布の上記の欠陥は、電気毛布に求められる通常有すべき安全性を欠いたものとして、製造物責任法3条、2条2項の欠陥に該当する。

イ 被告らは、本件火災の原因は、本件電気毛布ではなく、本件火災現場に
あった電気コンロ（以下「本件電気コンロ」という。）に何らかの原因に
より亡■の衣類等が接触し、そこから出火に至った旨主張する。

しかし、本件火災時に、本件電気コンロの熱盤の上には金属製のボウル（以下「本件ボウル」という。）が置いてあり、物理的に本件電気コンロの熱盤に衣類等が当たり出火する可能性はない。

■本件電気コンロの上にあった本件ボウルは、本件火災後に、家族又は警察官が本件電気コンロの上から下ろしたものである。■警察署は、■
■巡回部長を現場指揮者として、本件火災の原因を調査させ、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）に対し、本件電気毛布からの発火の可能性について調査依頼をしているが、その際、■巡回部長は、現場責任者として、NITEの担当者に対し、本件電気コンロの上には本件ボウルが載っていたことを伝えた。このことは、平成■年■月■日付けの事故情報調査票（甲11の11）に添付された重大製品事故調査報告書の「消防（警察）の見解」欄にもその旨が記載されている

ことからも明らかである。

また、原告ら代理人は、平成■年■月■日、その妻■とともに■警察署の■警部補（甲18の1）と面会し、同氏より、本件火災場所に警察官が臨場した際、本件電気コンロの上には本件ボウルが置いてあったことを確認した。

本件電気コンロの上に本件ボウルが載っていたことは、平成21年1月3日に撮影された写真（甲8-5）によっても裏付けられる。すなわち、本件ボウルのあった位置（白い円形痕）の左側中央部分に本件火災により発生した黒色若しくは青色の焼損カス（以下「本件ボウル跡煤」という。）が撮影されており、このことは本件ボウルが同所に置かれる前に、本件火災により本件ボウル跡煤が同所に付着し、その後に本件ボウルがその位置に置かれたこと、すなわち、本件火災時には、本件ボウルが本件電気コンロの上に存在していたことを示す。

さらに、亡■のアルコール血中濃度は、2.5mg/mlで強度酩酊の状態にあり、また、枕のあった付近や本件電気コンロ付近は整然としていることも考慮すると、亡■が就寝後、死に至るまでの間に寝返りをして本件電気コンロに触れることも、起床して歩行するという可能性もなかったというべきである。

（被告らの主張）

ア 被告Y1の主張

原告らの主張は争う。原告らは、本件火災が本件電気毛布の欠陥により発生したことの立証を尽くしていない。

イ 被告Y2の主張

本件火災の原因は、家族が留守中に本件火災現場の2階6畳和室に居た亡■が、何らかの原因により本件電気コンロにその着衣等を接触させて着火させ、それを消そうとしたものの消し切れずにマットレス上に倒れ、布

団やマットレスに燃え移った火が無炎燃焼を継続したというものであり、これにより亡■が死亡するに至ったと考えられる。

本件電気毛布の回路は、毛布本体内の発熱線部分とコントローラーの基板部分とに分けることができる。本件電気毛布は、発熱線部分と基板部分のいずれに異常が生じたとしても、温度ヒューズの溶断によって、回路が切断され、それ以上の電流が流れない仕組みとなっている。本件電気毛布の状況を見ると、火災による外部からの熱に曝された結果としてコードの被膜が溶融し、露出した発熱体（銅線）同士が捩れる等して短絡（ショート）し、これにより発生した過電流によりサイリスタが破損するとともに温度ヒューズが溶断したものと認められ、本件電気毛布は本件火災の原因となっていない。

(2) 爭点 2

原告らに発生した損害額

(原告らの主張)

原告らは、次のとおりの損害を被った。この範囲内で前記第1の請求記載のとおりの損害賠償を求める。

ア 葬儀費用 130万円

イ 亡■の逸失利益 601万1703円

年金収入 197万3898円 × (1 - 生活費控除率 40パーセント)

× 平均余命 7年のライフニッツ係数 5.076 = 601万1703円

ウ 亡■の死亡慰謝料 2000万円

エ 原告らの固有の慰謝料 合計 400万円

その内訳としては、原告 ■X1■, 同 ■X2■ 及び同 ■X5■ が各 100万円、原告 ■X3■ 及び同 ■X4■ が各 50万円である。

オ 弁護士費用 234万8377円 (ただし、原告 ■X5■ に係る弁護士費用は除く。)

(被告らの主張)

原告らの損害に係る主張は、いずれも争う。

第3 当裁判所の判断

1 証拠（後掲）及び弁論の全趣旨によれば、亡■が発見された経緯、本件火災現場の状況、本件火災原因の調査結果等について、次の事実が認められる。

(1) 亡■が発見された経緯

平成■年■月■日午後■時■分ころ、■■■（亡■の孫）が、旅行先から本件火災現場に帰宅すると、焦げ臭い煙の臭いがし、2階に上がりうとしたものの、煙と臭いにより行けなかつたため、同人は、携帯電話で110番通報をした（甲12の1、乙7ないし9）。

110番通報を受けた■■■警察署の警察官3名が本件火災現場に駆けつけ、その2階に上がると、6畳間から白煙が噴出してきたため、上司が、部下の警察官に119番通報を行うよう指示するとともに、2階の他の窓を開放し、排煙を待った。その後に再度6畳間室内を見渡すと、本件電気コンロが電源の入ったままの状態であったため、部下の警察官にそのコンセントを抜くように指示した。そして、警察官らは、同所において、マットレスの上に頭部を北にして左横臥の状態で全身に火傷を負って死亡している亡■を発見した（甲12の1、乙9ないし11）。

(2) 亡■の発見時の現場の状況

亡■の発見時の状況を保存するため、写真撮影報告書（甲12の4）及び実況見分調書2通（見分時間平成■年■月■日午後■時開始、翌■日午前■時終了。乙5、6）が作成されている。これらによれば、亡■が発見された2階6畳間の状況は、おおむね次のとおりであった。

亡■や周囲の物品の位置関係の概要は、別紙「死者状況図」のとおりである。■■■警察署警察官が110番通報を受けて臨場した際は、室内の照明が点灯し、テレビの電源が入っていて画像が映っている状態であり、本件電

気コンロ（電熱器）は、電源が強に入っており発熱した状況にあった。また、本件電気コンロの上には、本件ボウルは載っておらず、本件ボウルは、本件電気コンロの西側で、かつ、石油ファンヒーターの北側の位置に置かれていた（甲12の4の写真5、乙6の写真25及び写真30参照）。

(3) 亡■の身体の状況とその下のマットレス等の状況

ア 亡■は、マットレス上にあった布団の上に左側臥位で倒れていた。亡■は眼鏡を掛けたままであり、頭髪は全体的に焼損し、焼け焦げて短くなつており、右側頭部に若干頭髪が焼残していた。亡■の着衣についてみると、右膝付近、腰部付近に一部が残存し、腋窩から上方の着衣は残存し、衿首から右肩、右上肢部にかけての着衣は比較的焼損もなく残存しているが、その余の部分の着衣は残存していなかった。両足の皮膚は焼損によりほとんどの部分が硬化しているが、腰部付近に残存する着衣の下の皮膚は焼損していない。総じて、マットレス上の焼損状態は、上半身側の焼損よりも下半身側の方が強く焼損しており、また、背側よりも腹側の方の焼損が激しい（乙5）。

イ 居室内に置かれたマットレスの上には、マットレスカバー、本件電気毛布、毛布及び黄緑色のカバーの掛け布団があり（乙5）、マットレス、本件電気毛布、毛布及び掛け布団の焼損状況は、焼損する箇所と焼損していない箇所がはっきりと分かれしており、強く焼損した箇所からじわじわ燃え広がった様相を呈しており、焼損の強い部分は、マットレスの下の床まで燃え下がっている。また、マットレスの西側の畳上には、焼け焦げた跡があり、亡■が着ていたパジャマの焼損部分が複数点在している（乙6）。

ウ 本件電気毛布のコントローラー表面の樹脂製カバーは、受熱により若干変形し、黒い煤が付着しているが原型をとどめており、その裏面も若干汚損しているものの、焼損箇所は認められない。コントローラーにつながっている電気配線のうち、焼損により露呈した配線に特異な電気痕は見当た

らない。コントローラーからマットレス上に延びる電気配線は、マットレスに近い部分が焼損により配線の被覆が溶融し、内部の銅線が露呈している。露呈した配線自体には電気痕等は見当たらない。マットレス上にある本件電気毛布は焼損により炭化している。焼損が強い箇所にある電気配線を子細に見分すると、電気配線の一部に切れている箇所を認めるが、配線の先端部に短絡痕等は見当たらない（乙6）。

(4) 亡■の死因や血中アルコール濃度等

亡■の直接の死因は急性呼吸不全であり、死亡推定時刻は平成■年■月■日の午前である。死因の種別は、煙、火災及び火炎による傷害とされている。亡■には、ほぼ全身にわたり、3度から4度の火傷が認められた。なお、解剖の結果、各臓器・血液は中等度鮮紅色を示し、著明な気道熱傷と、気管内に多量の黒色煤の付着を認めた（甲9の1及び2、12の2）。

亡■のアルコール血中濃度は2.5mg/mlであり（乙17の1ないし3），酩酊のレベルとしては、中等度酩酊と強度酩酊の境界域にあった。中等度酩酊では、運動失調（千鳥足）、言語不明瞭、判断力低下などの症状が現れ、強度酩酊では、恶心、嘔吐症状が主であるが、歩行不能、意識混濁の危険性があるとされる（証人■、弁論の全趣旨）。

また、亡■の血液中の一酸化炭素濃度は、61パーセントであった（甲12の3）

(5) 本件火災の原因に関する■消防局の見解（乙1ないし3、15）

■消防局の出火原因に関する見解の要旨は、次のとおりである。

ア 結論として、本件火災は、亡■が、何らかの原因により、本件電気コンセントに着衣を接触させて着火させ、火を消そうとしたものの消し切れずに倒れ、布団やマットレスに燃え移った火が無炎燃焼を継続していたものと推定する。

イ 亡■の生前の状況や現場の状況から、放火自殺及び何者かによる放火の

可能性は否定される。

ウ 本件電気毛布から出火した可能性について検討すると、本件電気毛布のヒーター部分は焼損によりほとんどが炭化、焼失している状態で、掛け布団の下に一部残存している部分を見分するだけである。また、電源コードの一部とコントローラーから出ている配線の一部に受熱で配線被覆が焼け落ち、素線が露呈している箇所を見分するが、電気配線に短絡痕は見分けせず、配線部分から延焼が広がったような焼損箇所も見当たらない。室内の焼損状況から見ても、本件電気毛布から出火したのであれば、室内の所々に焼損箇所があることは考えにくく、コントローラー自体もほとんど焼損せずに残存している状態であることから、ヒーター部分から出火する可能性は極めて低い。また、本件電気毛布から出火したとすると、足腰もしっかりしており、犬の散歩に行けるような健康状態であった亡■が、死に至るまで焼損に気がつかないとは考えにくい。仮にうたた寝した状態で本件電気毛布を使用していて出火したとしても死亡までは至らないと考える。もし、電気毛布が焼損した際に有毒ガスが発生して気を失ったとすれば、亡■の身体には布団や本件電気毛布の一部がかかっているか、それらの焼残物の付着があるはずであり、マットレスや着衣の焼損状況とも一致しない状況であり、本件電気毛布からの出火の可能性は極めて低い。

エ 室内の焼損状況から検証すると、亡■のパジャマと思われる着衣が、室内の所々に焼損している状態で点在しているが、亡■の身体にはパジャマと思われる着衣は見分しない。また、亡■が倒れていた周囲が特に焼損が強い状態を示している。亡■は眼鏡を掛けたままの状態で発見されており、室内の照明も点灯し、テレビも映っている状態であったことから、亡■が起きていた可能性が高い。以上のことから推察すると、■月■日の早朝に起床した亡■は、雨戸が閉まっていたため室内の照明を点灯し、テレビの電源を入れ、室内を暖めるために本件電気コンロの電源を入れたところ、

その後に何らかの原因により着衣が電気コンロに触れて着火し、着衣の火を消そうとしたが、消し切れずにマットレス上に倒れ、着衣に着火した火がマットレス等に移ったが、雨戸や窓ガラスが施錠されていたことにより室内に空気が流入せず、じわじわと無炎燃焼を続けて床下まで燃え込んだ状態に至ったものと推測する。したがって、本件電気コンロからの出火の可能性は十分あると考えられる。

(6) 証人 [] の意見書（乙16）及び証言

証人[]は、[]警察本部科学捜査研究所に勤務した経歴があり、第1種電気工事士及び第2種電気主任技術者の資格を有する者であるが、本件火災の出火原因について、要旨、次のとおりの意見を述べている。

ア 本件火災は、本件電気毛布から出火した火災ではない。通電中の本件電気コンロの熱盤に炭化物の付着が認められるので、被害者の着衣（パジャマ）が何らかの状態で本件電気コンロに触れて有炎着火し、全身に火が廻った状態になったと推定される。この火災により部屋内の酸素が低下したことから酸欠火災となり、火炎が縮小燃焼に移り、酸欠が進んでその火災も消えた後に被害者が発見されたものである。被害者は酸欠状態で意識を消失し、CO中毒も伴って死亡したと判断する。この結論は、亡[]の血中アルコール濃度を考慮すると、より妥当性が補強される。すなわち、正常な状態であれば、本件電気コンロにより着衣に火が付いたとしても早期に消せるが、アルコールによる酩酊がそれを妨げたものと推測される。

イ 原告 X2 が本件電気コンロからパジャマへ着火するか否かの実験（甲14）を行っている。しかし、この実験は、歩行を前提としてパジャマの裾から着火することを想定し、最後には本件電気コンロの上に足をのせるまでの条件で行っている。しかし、亡[]が飲酒による酩酊により全身に火が廻る状態まで至ったことを考慮すると、着火経過を歩行を前提としてパジャマの裾部分のみに限定するのでは足りない。

(7) 本件電気毛布の構造（甲11の6及び7、乙14、乙16、証人■）

本件電気毛布は、家庭用電源を半波で整流して使用しており、電流が小さいことに加え、コードの芯線も細く、その短絡によって火花が飛んだとしても微少である。芯線の周囲は高い強度を持ち、難燃性のポリ塩化ビニルに包まれていることからしても、芯線の周囲からの着火は考えられない。また、本件電気毛布には、回路に短絡が生じた際には、即座に温度ヒューズが溶断して電流が遮断される仕組みが採用されており、一瞬で回路が遮断され、火花が継続的に出続けるようなことはない。本件電気毛布の状況を見ると、火災による外部からの熱に曝された結果としてコードの被膜が溶融し、露出した発熱体（銅線）同士が捩れる等して短絡（ショート）し、これにより発生した過電流によりサイリスタが破損するとともに温度ヒューズが溶断したものと認められる。

(8) NITEの調査結果（甲10、11の1ないし11）

NITEの事故情報調査票の最終報（甲11の11）には、本件電気毛布のコントローラー内の温度ヒューズが溶断しており、ヒーター線又は毛布接続コードのヒーター接続部が短絡し、出火に至った可能性があるが、毛布部分が著しく焼損していることから、製品起因かも含め、火災の原因の特定はできなかったとの記載がある。

2. 争点1（亡■が死亡した火災は、本件電気毛布の欠陥によって引き起こされたものか。）について

(1) 原告らは、本件電気毛布は、その製造の過程において、コネクター付近に髪の毛、電線片、ホコリ等のゴミを誤って落とし、一定期間後に短絡、又は取付け時の締め付け強度不足で過流電による過熱、漏電等が生じ、敷き毛布として通常の使用中、耐用年数期間内であるにもかかわらず、コネクタ部（H1とH2のコネクタ部）での短絡により発生した火花により、本件電気毛布にまず着火し、本件火災に至ったものである旨主張する。

また、原告らは、本件火災時に本件電気コンロの上に本件ボウルが載っていたことを前提に、そのような状態では、本件電気コンロによって亡■のパジャマに火が付き、その炎が全身に廻ることは考え難いとも主張する。

(2) そこで検討するに、本件火災の原因について、原告 X2 は、その本人尋問において同旨の供述をするものの、同人は本件電気毛布の構造を含めて、電気関係の専門家ではなく、原告らの主張を客観的に裏付けるに足りる的確な証拠はない。

N I T E の事故情報調査票の最終報には、前記認定（1の(8)）のとおり、本件電気毛布のコントローラー内の温度ヒューズが溶断しており、ヒーター線又は毛布接続コードのヒーター接続部が短絡し、出火に至った可能性がある旨の指摘がある。しかし、それすら、結論としては、本件電気毛布部分が著しく焼損していることから、製品起因かも含め、火災の原因の特定はできなかったとしている。

そして、前記1(5)で認定のとおり、 ■■■ 消防局は、本件電気毛布の焼損の状況等を踏まえ、本件電気毛布からの出火の可能性は極めて低いと判断し、また、 ■■■ 警察本部科学捜査研究所勤務の経験等を有し、専門的知識を有する証人 ■■■ も、その意見書（乙16）及びその証人尋問において、本件電気毛布の構造等（前記1(7)）を踏まえ、本件電気毛布のコードの短絡による着火自体がそもそも考えられない旨を証言しているのであって、N I T E の事故情報調査票の最終報や原告 X2 の供述を考慮しても、本件火災の原因を本件電気毛布であると認めることはできない。

(3) かえって、前記1の認定事実によれば、亡■の発見時の室内の状況や周囲の焼損状況等を踏まえ、 ■■■ 消防局は、本件火災は、何らかの原因により、通電中の本件電気コンロに亡■の着衣が接触して着火し、亡■はそれを消そうとしたものの消し切れずにマットレスの上に倒れ、布団やマットレスに燃え移った火が無炎燃焼を継続したものと推定する旨の分析をしている

(前記 1(5))。

また、証人■も、通電中の本件電気コンロ（電熱器）の熱盤に炭化物の付着が認められるので、被害者の着衣（パジャマ）が何らかの状態でこの熱盤に触れて有炎着火し、全身に火が廻った状態になったと推定され、この火災により部屋内の酸素が低下して酸欠火災となり、火炎が縮小燃焼に写り、酸欠が進んでその火災も消えた後に被害者が発見された旨の意見を述べている（前記 1(6)）。

上記の■消防局の出火原因の分析と、証人■の意見書又は証言は、有炎火災の後に無炎火災に移行した経緯について若干の違いがあるものの、その枢要部分においては共通するものであって、それらの見解の核心となる部分において取り立てて不合理な点は認められない。

以上の諸事情を総合すると、本件火災の原因は、何らかの原因により、本件電気コンロに亡■の着衣が接触して着火し、飲酒による酩酊の影響により、亡■は、それを消そうとしたものの、消し切れず全身に火が回ったままマットレス上に移り、布団やマットレスに燃え移った火が有炎燃焼の後に、酸欠により無炎燃焼を継続したものと推認するのが相当である。

(4) 原告らの主張の骨格は、本件火災の原因として想定されるものは、本件電気毛布か、本件電気コンロであるが、本件火災当時、本件電気コンロの上には本件ボウルが載っており、そのような状態では亡■のパジャマに火が付くことはないから、本件電気毛布が出火原因であると推認されるというものである。そして、原告 ■X2■ は、その陳述書（甲17）及び本人尋問において、■警察署の警察官も本件電気コンロの上に本件ボウルが載っていたことを認め、NITEの報告書にも、その旨の記載がある旨主張する。

そこで検討するに、確かに、NITEの報告書（甲11の11）には、「消防（警察）の見解」として、「電気こんろは、スイッチが入っており、金属製のボウルが掛けてあった」との記載がある。

しかし、[] 警察署長に対する調査嘱託の結果（甲13）によれば、警察官が臨場した際、本件電気コンロの上には本件ボウルは載せられておらず、警察官が本件ボウルを移動させた事実もないことが認められる。このことは次の証拠からも裏付けられる。すなわち、本件火災の日である平成[]年[]月[]日に撮られた写真（甲12の4の写真5、乙6の写真25及び写真30）によれば、本件ボウルは、本件電気コンロの西側で、石油ファンヒーターの北側の位置に置かれていたことが認められる。また、同月[]日に撮影された写真（甲8の5、8の6）によれば、2階6畳間の畳の上の本件ボウルが置かれていた位置に、本件ボウルの丸い形状に沿った白い円形痕が残されていることが認められるところ、付近に残された石油ファンヒーターの位置を示す長方形の痕跡や他の白い円形痕（地球儀及びゴミ箱が置かれていた跡）の存在とその色調も考慮すると、本件ボウルは他の物と同様に、その円形痕の位置に存在した状態のまま本件火災に至り、火災により発生した煤等により畳が汚染されたため、本件ボウルの形状に沿った円形痕が畳の上に形成されたと認めるのが相当である。

原告らは、本件ボウルが置いてあった位置にある円形痕については、その左中央部付近に火災による煤が付着しており（甲8の5），このことは、本件ボウルが火災後にそこに置かれたことを端的に物語る旨主張する。しかし、甲8の6の写真を見れば明らかなどおり、その煤は、容易に掃いて除去できるものであったことが認められることからすると、むしろ、本件火災後、本件電気コンロと本件ボウルが本件火災時にあった位置から移動された後に、本件火災によって発生し畳上に存在していた煤が、たまたま本件ボウルが置いてあった位置を示す円形痕の上にかかったにすぎないと推認するのが相当である。

原告らの前記主張は、客観的な証拠に明らかに齟齬するものであって、原告らが請求する警察官やNITE関係者の証人尋問を経るまでもなく理由が

ない。

(5) また、原告らは、亡■のアルコール血中濃度は、2.5 mg/m l であり、強度酩酊の状態にあったことに加え、枕のあった付近や本件電気コンロの付近は整然としていることも考慮すると、亡■が就寝後、死に至るまでの間に寝返りをしてコンロに触れる可能性も、起床して歩行するという可能性もなかった旨主張する。

しかし、アルコール血中濃度が2.5 mg/m l という酩酊の程度は、前記認定（1の(4)）のとおり、中等度酩酊と強度酩酊の境界域にあり、直ちに歩行不能や寝返りができない状態ではないことからすると、その具体的な経緯は必ずしも明らかにできないとはいえ、亡■の着衣が本件電気コンロの熱盤に触れて着火に至る可能性や、酩酊のためにその火を初期の段階で消すことができない状態が生ずる可能性を否定することはできないというべきである。

(6) 以上の検討によれば、本件証拠によっては、本件火災が本件電気毛布によって引き起こされた事実をいまだ認めるに足りないといわざるを得ないから、その余の点について検討するまでもなく、原告らの本訴請求は、いずれも理由ないことに帰する。

3 結論

よって、原告らの請求は、いずれも理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第32部

裁 判 官 中 山 孝 雄